

平成30年度 実施方針の策定の見通しの公表について

鳥 取 県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条による公表は下表のとおりです。

名 称	事業期間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定 する時期	担 当
鳥取県営水力発電所 再整備・運営等事業	2020年7月15日（予 定）から運営権設定対 象施設の運営権の存 続期間の終期（運営権 の存続期間の終期が 発電所ことで異なる 場合は、そのうち最も 遅い日。）まで	小鹿第一発電所、小 鹿第二発電所及び日 野川第一発電所の再 整備業務と、前述の 3発電所に春米発電 所を加えた4発電所 の運営維持業務	小鹿第一発電所 東伯郡三朝町神倉地内 小鹿第二発電所 東伯郡三朝町三朝地内 春米発電所 八頭郡若桜町大炊地内 日野川第一発電所 日野郡日野町福長地内	平成31年1月	鳥取県企業局 経営企画課 電話：0857-26-7451
鳥取県立美術館（仮 称）整備運営事業	事業契約締結日から 2040年3月31日 （予定）まで	美術館の整備業務及 び運営維持業務	倉吉市駄経寺町地内	平成31年3月	鳥取県立博物館 電話：0857-26-8042